

## 議事録

会議名	令和7年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和7年1月25日(火)午後1時30分から	開催形態	公開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：1番 大久保泰明 3番 市川 幹雄 4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 <span style="float: right;">計6名</span>		
欠席委員	2番 金子イツ子 7番 相田 孝		
農業委員会事務局	事務局長：吉田慎也 主査：広田智之 主査：岸大吾 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議事	日程 第1 農地法第5条（知事） 日程 第2 農用地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約） 日程 第3 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約） 日程 第4 農地法第4条（届出） 日程 第5 農地法第5条（届出）		
会議の概要	<p>会長：ただ今から、令和7年 第11回定例総会を開会いたします。            欠席委員は、2番と7番です。            出席委員は8名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。            本日の議事録署名人に、1番と3番を指名いたします。</p> <p>会長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、            日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号91号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号91号を朗読）            （説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地区にある市街化調整区域内農地1筆の一部で、転用事業の内容は貸駐車場で、従業員や関連企業従業員の車、レンタカーを置く予定です。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。</p> <p>会長：続いて、地区担当農業委員である4番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番：事務局と現地を確認してきました。一部田が隣接しているが、U字溝や金属製の擁壁などがあり、水の流出などはないと考えられるので、問題ないと考えます。</p> <p>会長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。            （委員より意見、質問なし）</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号91号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。            （全員挙手）</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会長：では総員挙手ですので、議案番号91号は、原案のとおり許可相当として</p>		

	<p>意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第2及び3、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案番号92号及び93号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号92号及び93号を朗読)</p> <p>(説明) 当該地は田端地区にある農用地区域内の農地2筆で現況は畠です。期間については、5年間です。借受人は実績があり、ハンマーナイフモア、耕運機、刈り払い機などを保有しております。</p> <p>会長：続いて、地区担当農業委員である7番が欠席のため、代わりに事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>事務局：7番と以前よりお話をしていた案件で、受け手も実績がありますし、問題ないと思われます。</p> <p>会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号52号及び55号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会長：では総員挙手ですので、議案番号52号及び55号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号81号、82号の2件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号83号、84号の2件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり2件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり2件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：では、以上をもって、令和7年第11回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資料	1. 令和7年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人

大久保 泰明

議事録署名人

市川 幹雄

本議事録は、令和7年12月25日、承認・署名を得て確定しました。